

# 令和5年中における少年非行の概況

## 1 概要

- ★ 非行少年等の検挙・補導人員は5,458人で、前年に比べ839人(18.2%)増加しています。
- ★ 刑法による少年の検挙・補導人員は331人で、前年に比べ141人(74.2%)増加しています。
- ★ 20歳以上の者を含めた刑法による検挙・補導(2,959人)に占める非行少年(刑法)の割合は11.2%で前年比で4.2ポイント増加しています。
- ★ 刑法により検挙・補導された少年のうち・高校生は186人で、前年に比べ90人(93.8%)増加しており、依然として刑法による検挙・補導少年の主流(56.2%)となっています。
- ★ 刑法犯少年の再犯者率は25.4%で、前年に比べ3.2ポイント減少しています。
- ★ 不良行為少年は5,078人で、前年に比べ695人(15.9%)増加しています。
- ★ 不良行為少年の行為別では深夜はいかいと不健全娯楽で全体の70.5%を占めています。
- ★ 不良行為少年のうち、中・高校生は4,221人で、全体の83.1%を占めています。

## 2 非行少年等検挙・補導状況

年別	区分 総数(人)	計	非 行 少 年						不良行為少年	
			刑 法			特 別 法				
			刑法犯少年	触法少年	小 計	特別法犯少年	触法少年	小 計		
令和5年	5,458 (1,840)	380 (42)	276 (30)	55 (9)	331 (39)	46 (2)	0 (0)	46 (2)	3 (1)	5,078 (1,798)
令和4年	4,619 (1,579)	236 (21)	154 (15)	36 (3)	190 (18)	39 (3)	4 (0)	43 (3)	3 (0)	4,383 (1,558)
増 減	839 (261)	144 (21)	122 (15)	19 (6)	141 (21)	7 (-1)	-4 (0)	3 (-1)	0 (1)	695 (240)
増減率(%)	18.2 (16.5)	61.0 (100.0)	79.2 (100.0)	52.8 (200.0)	74.2 (116.7)	17.9 (-33.3)	-100.0 (—)	7.0 (-33.3)	0.0 (—)	15.9 (15.4)

( )は女子で内数を示す。

## 3 刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合

年別\区分	刑法による検挙・補導人員			少年の割合(%)
	総数(人)	少年	20歳以上の者	
令和5年	2,959	331	2,628	11.2
令和4年	2,716	190	2,526	7.0
増 減	243	141	102	+4.2ポイント
増減率(%)	8.9	74.2	4.0	

## 4 少年(刑法)の罪種別検挙・補導状況

年別\区分	総数(人)	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
令和5年	331	15	72	158	17	14	55
令和4年	190	7	38	86	10	9	40
増 減	141	8	34	72	7	5	15
増減率(%)	74.2	114.3	89.5	83.7	70.0	55.6	37.5

## 5 少年(刑法)の学職別検挙・補導状況

年別\区分	総数(人)	小 学 生	中 学 生	高 校 生	他 学 生	有 職 少年	無 職 少年
令和5年	331	33	61	125	28	57	27
令和4年	190	19	35	61	22	33	20
増 減	141	14	26	64	6	24	7
増減率(%)	74.2	73.7	74.3	104.9	27.3	72.7	35.0

## 6 不良行為少年の行為別補導状況

年別\区分	総数(人)	深夜はいかい	喫煙	飲酒	不健全娯楽	粗暴行為	その他
令和5年	5,078	2,236	671	149	1,343	264	415
うち女子	1,798	596	108	39	836	51	168
令和4年	4,383	2,064	398	120	1,257	215	329
うち女子	1,558	527	38	30	801	34	128
増減	695	172	273	29	86	49	86
うち女子	240	69	70	9	35	17	40
増減率(%)	15.9	8.3	68.6	24.2	6.8	22.8	26.1
うち女子	15.4	13.1	184.2	30.0	4.4	50.0	31.3

## 7 不良行為少年の学区職別補導状況

区分\年別	総数(人)	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
令和5年	5,078	173	1,014	3,207	16	41	329	298
うち女子	1,798	44	346	1,249	5	10	69	75
令和4年	4,383	145	757	2,933	34	36	297	181
うち女子	1,558	34	293	1,116	9	8	47	51
増減	695	28	257	274	△18	5	32	117
うち女子	240	10	53	133	△4	2	22	24
増減率(%)	15.9	19.3	33.9	9.3	△52.9	13.9	10.8	64.6
うち女子	15.4	29.4	18.1	11.9	△44.4	25.0	46.8	47.1

## 用語例

- ・少年……………20歳未満の者をいう。
- ・非行少年……………犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- ・不良行為少年……………非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- ・非行少年等……………非行少年及び不良行為少年をいう。
- ・犯罪少年……………14歳以上で罪を犯した少年をいう。
- ・触法少年……………14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ・刑法犯少年……………刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう（「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反を含む）。
- ・触法少年（刑法）……………刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ・特別法犯少年……………特別法の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう（交通関係法令違反を除く）。
- ・触法少年（特別法）……………特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ・ぐ犯少年……………保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- ・検挙・補導人員……………警察で検挙し、又は補導した人員をいう。